令和４年度第３回千葉市社会福祉審議会児童福祉専門分科会

１　日　時　　令和５年３月２３日（月）１０時００分～１１時４０分

２　会　場　　千葉市役所　新庁舎高層棟２階　２０１・２０２・２０３会議室

３　出席者

（１）**委　員**　中澤委員（分科会長）、田畑委員（会長職務代理者）、木村委員、栗田委員、矢澤委員、岸委員、平井委員、今田委員、中間委員、藤田委員、吉川委員、渡邉委員

（２）事務局

【こども未来局】	大野こども未来局長、石野こども未来部長
【こども未来部こども企画課】	宮葉課長
【こども未来部健全育成課】	石田課長
【青少年サポートセンター】	山田所長
【こども未来部こども家庭支援課】	飯島課長
【こども未来部幼保支援課】	枡見課長、皐月幼児教育・保育政策担当課長
【こども未来部幼保運営課】	香川課長、池内職員担当課長、 小俣保育所指導担当課長
【東部児童相談所】	中坂企画調整担当課長
【西部児童相談所】	桐岡所長
【教育委員会事務局学校教育部教育支援課】	刑部指導主事
【教育委員会事務局生涯学習部生涯学習振興課】	上田放課後子ども対策担当課長

４　議　題

（１）第２期千葉市こどもプランの中間見直しについて

（２）第２期千葉市こども未来応援プラン（子どもの貧困対策推進計画）の策定について

５　報告事項

（１）（仮称）千葉市こども基本条例の制定に向けた取組みについて

（２）千葉市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部改正について

（３）第２期千葉市放課後子どもプランについて

（４）令和４年度設置認可部会の開催状況について

（５）令和４年度処遇検討部会の開催状況について

（６）令和５年度こども未来局　組織改正について

（７）令和５年度こども未来局　主な新規・拡充施策について

６　議事の概要

（１）第２期千葉市こどもプランの中間見直しについて

事務局から第２期千葉市こどもプランの中間見直しについて説明があり、了承として答

申することを決定した。

（２）第２期千葉市こども未来応援プラン（子どもの貧困対策推進計画）の策定について

事務局から第２期千葉市こども未来応援プラン（子どもの貧困対策推進計画）の策定について説明があり、了承として答申することを決定した。

（３）（仮称）千葉市こども基本条例の制定に向けた取組みについて

事務局から（仮称）千葉市こども基本条例の制定に向けた取組みについて報告があり、了承された。

（４）千葉市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部改正について

事務局から千葉市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部改正について報告があり、了承された。

（５）第２期千葉市放課後子どもプランについて

事務局から第２期千葉市放課後子どもプランについて報告があり、了承された。

（６）令和４年度設置認可部会の開催状況について

事務局から令和４年度設置認可部会の開催状況について報告があり、了承された。

（７）令和４年度処遇検討部会の開催状況について

事務局から令和４年度処遇検討部会の開催状況について報告があり、了承された。

（８）令和５年度こども未来局　組織改正について

事務局から令和５年度こども未来局　組織改正について報告があり、了承された。

（９）令和５年度こども未来局　主な新規・拡充施策について

事務局から令和５年度こども未来局　主な新規・拡充施策について報告があり、了承された。

７　会議経過

酒井補佐：　予定の時刻より少し早いですが、皆様お集まりですので、ただいまから令和４年度第３回千葉市社会福祉審議会児童福祉専門分科会を開会させていただきます。私は、本日の司会を務めさせていただきます、こども企画課課長補佐の酒井でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

まず、本日は、過半数の委員の皆様に御出席をいただいておりますので、条例の規定により、当会議は成立しておりますことを御報告いたします。

続きまして、お配りしております資料の確認をさせていただきます。本日、机上に、座席表、資料１－２を配付してございます。資料１－２は差し替え資料、座席表は追加資料となっております。次第、委員名簿、会議資料につきましては、事前に送付しておりますものを御使用ください。不足等はございませんでしょうか。途中でも不足等がございましたら、事務局からお渡ししますので、お申しつけください。

続きまして、新たに御就任いただきました委員の御紹介をさせていただきます。お名前をお呼びいたしますので、その場で御起立くださいますようお願いいたします。

千葉市民生委員児童委員協議会副会長、栗田節子様。

栗田委員：　ただいま御紹介いただきました栗田と申します。まだここに来たばかりで、

よく分かりませんけれども、皆さんに一生懸命ついて、勉強させていただきたいと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

酒井補佐：　ありがとうございました。

次に、開会に当たりまして、大野こども未来局長より御挨拶を申し上げます。

大野こども未来局長：　皆さん、おはようございます。こども未来局長の大野でございます。一言御挨拶させていただきます。

本日は、年度末の大変お忙しい中、御出席をいただきまして、誠にありがとうございます。委員の皆様方におかれましては、日頃より本市の児童福祉の充実向上をはじめ、市政各般にわたり多大なる御尽力、お力添えを賜っておりますことを厚くお礼申し上げます。

また、新たに御就任いただきました栗田委員におかれましては、大変御多忙の立場であるにもかかわらず、委員に御就任いただきまして、誠にありがとうございます。

さて、本日の会議ですが、まず、第２期千葉市こどもプランの中間見直しについて、次いで、第２期千葉市こども未来応援プランの策定について御審議をお願いしたいと存じます。その後、（仮称）千葉市こども基本条例の制定に向けた取組みなどについて御報告することとしております。

委員の皆様方には、それぞれの専門的な立場から忌憚のない御意見をいただきますようお願い申し上げまして、簡単ではございますが、私の挨拶とさせていただきます。本日はどうぞよろしくお願いいたします。

酒井補佐：　それでは、これより議事に入らせていただきます。中澤会長、よろしくお願いいたします。

議題（１）第２期千葉市こどもプランの中間見直しについて

中澤会長：　おはようございます。今日はどうぞよろしくお願いいたします。

今日は報告事項も多いようですので、てきぱきと進めていきたいと思います。

それでは、早速ですが、議題（１）第２期千葉市こどもプランの中間見直しについてに入りたいと思います。

まず、事務局から説明をお願いいたします。

宮葉課長：　こども企画課の宮葉でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

第２期千葉市こどもプランの中間見直しにつきまして御説明をさせていただきます。

恐れ入りますが、着座にて御説明させていただきます。

前回、昨年10月に開催いたしました第２回の当分科会におきまして、中間見直しの基準について御審議いただいたところでございますけれども、本日は中間見直しの最終案を当分科会で御承認いただきまして、次年度以降の推進を図ってまいりたいと考えております。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、資料１－１をお願いいたします。

まず、１、見直しにあたっての（１）実施の背景でございますが、本プランは、子ども・子育て支援事業計画、子ども・若者育成支援についての計画、ひとり親家庭自立促進計画及びこどもの参画推進計画を一体的なものといたしまして、令和２年度から６年度までの５か年計画として、令和２年３月に策定をいたしました。毎年度、目標事業量に対する取組内容を点検、評価するとともに、計画中間年度に、必要に応じて見直しを行うこととしておりまして、今年度が計画の中間年度に当たることから、社会経済情勢の変化や過去２年間の実績などを踏まえまして、目標事業量や取組内容などについて見直しを図るものでございます。また、本プランの上位計画に当たる第１次実施計画が策定されたことに合わせまして、新規事業を追加するものとしております。

続きまして、２ページをお願いいたします。（２）計画の位置づけの見直し＜関連する主な計画＞でございますが、本市の基本計画及び第１次実施計画の策定に合わせまして更新を行っております。

続きまして、３ページをお願いいたします。（３）総人口と年少人口の将来推計の見直しでございますが、上段が本プラン策定当初のグラフ、下段が見直し後のグラフとなっております。策定当初と比べますと、令和12年から22年にかけまして、年少人口とその割合が若干増加することとなっておりますが、これは直近の社会動態におきまして、マンション開発などにより、若い世代の転入が増えたことなどを勘案して推計したことによるものでございます。

続きまして、４ページをお願いいたします。（４）児童数の推移の見直しでございます。令和２年度から４年度を実績値に置き換えるとともに、直近の将来推計人口を反映いたしております。少し分かりづらくなっておりますが、いずれの区分におきましても、令和５年度以降は策定当初より下回る推計となっております。

続きまして、５ページをお願いいたします。２、見直しの基準でございます。まず、（１）国の示す見直し基準でございますが、本プランの第１章に掲載しております子ども・子育て支援事業計画につきましては、国から四角囲みに記載しております見直しが必要となる基準が示されております。この基準では、教育・保育の提供は、令和３年４月１日時点の教育・保育認定を受けた区分ごとの実績が市町村計画における量の見込みと10％以上の乖離がある場合は、原則として見直しが必要とされております。また、乖離の原因が新型コロナウイルス感染症の影響によるものである場合には、令和５年度以降に見直しを行うことですとか、量の見込みの補正に当たって、この影響を十分に留意した上で適切に対応することとされております。また、地域子ども・子育て支援事業につきましても、教育・保育の提供の見直しに合わせまして、必要に応じて見直しを行うこととされております。

次に、（２）本市で定める基準でございますが、こちらは前回の当分科会において御承認いただいた基準でございます。四角囲みの見直しを行う基準のとお

り、①から⑦に従いまして、見直しの必要性を検討することといたしました。

続きまして、６ページをお願いいたします。３、見直しの方向性でございます。まず、（１）教育・保育の提供でございますが、表を御覧ください。こちらの表は令和３年４月１日時点における本市の状況でございますが、認定区分ごとに、左から、計画策定時の量の見込み、保育所等の入所申込みに対する支給認定実績、その割合、整備量の計画値である確保方策、整備量の実績、待機児童数を掲載しております。このうち、２号の保育利用、３号の１・２歳、０歳の３つの区分におきまして、真ん中の列の下線部分のとおり、計画上の量の見込みに対しまして、入所申込みをした方の割合がいずれも10％以上乖離している状態となっております。そのため、国の示す基準に従いまして、教育・保育の提供の見直しを行うことといたします。

次に、（２）地域子ども・子育て支援事業、その他事業でございますが、先ほど御説明いたしました本市で定める基準に該当する場合に見直しを行うことといたします。

続きまして、７ページをお願いいたします。４、見直しの内容でございますが、７ページから８ページにかけて掲載しております見直しを行う施策の一覧のとおり、41施策について見直しを行うことといたします。表の右側には、見直しを行う理由として、５ページに記載しております見直しを行う基準のどの番号に該当するかを示しておりますが、第１次実施計画との整合を図るためのものが多い状況となっております。具体的な見直しの内容につきましては、９ページ以降に記載しております。

まず、第１章の子ども・子育て支援につきましては、当分科会とは別の附属機関である子ども・子育て会議の審議事項となっておりますので、ここでの説明は割愛させていただきますが、量の見込みと実績値に乖離が見られたものにつきまして、これまでの実績や保護者へのニーズ調査の結果などを踏まえて下方修正をしているのが多い状況でございます。

続きまして、20ページをお願いいたします。ここからが当分科会で御審議いただく内容となります。項目によって記載内容が異なっておりますが、基本的に本プランの策定時に新規・拡充事業として整備していたものは年度ごとの目標などを記載しておりまして、既存事業として継続することとしていたものは文章だけを記載しているほか、今回新たに追加する新規事業につきましては、年度ごとの目標などを記載しております。これまでの取組状況や今後の施策の方針などを踏まえまして、事業内容の変更や拡充、縮小など、見直しの内容は様々でございますが、本日は時間の関係もございますので、今回新たに追加する施策について御説明させていただきます。

まず、第２章、妊娠・出産・子育てまでの切れ目のない支援の（２）産婦健康診査でございます。こちらにつきましては、産後うつの早期発見のため、産後うつ質問票を実施した産婦健康診査費用について助成するもので、今年度は実施しておりませんが、令和５年10月から実施予定としておりまして、令和６

年度は実施率93％を目標としております。

続きまして、21ページを御覧ください。（３）出産・子育て応援プラン事業でございます。こちらは、妊娠届出時や出生後の訪問等で面接を行いまして、安心して妊娠、出産を過ごすことができるよう支援するとともに、妊婦や乳幼児を養育している方に経済的支援を行うもので、妊娠後期面接の実施割合について、今年度の24％に対しまして、令和５年度は30％、令和６年度には40％を目標としております。

次に、（４）乳幼児健康診査（屈折検査）でございます。こちらは、弱視の早期発見のため、３歳児健康診査対象の全員に屈折検査を行うもので、弱視発見率について、今年度の0.9％に対しまして、令和５年度は0.9％以上、令和６年度には2.0％を目標としております。

続きまして、23ページをお願いいたします。第３章、こどもの社会参画の推進の（４）小・中学校等への出張授業等の実施でございます。こちらは、子どもの社会参画を推進するため、小中学校等での出張授業及び助言を行うもので、今年度の６校に対しまして、令和５年度は７校、令和６年度には８校を目標としております。

続きまして、25ページをお願いいたします。第６章、子ども・若者の居場所づくりの（２）夏季休業時拡大枠でございます。こちらにつきましては、子どもルームの待機児童解消に向けまして、特に利用希望の多い夏季休業期間に受入れ枠を設けるもので、今年度は３施設を開設いたしましたが、令和５年度は５施設、令和６年度には７施設を目標としております。

続きまして、28ページをお願いいたします。第８章、児童虐待防止対策の充実の（２）新たな児童相談所の整備でございます。こちらは、児童虐待の増加、複雑・困難化に対応するため、新たな児童相談所を整備するもので、今年度は基本計画の策定に取り組みましたが、令和５年度は基本設計、令和６年度には実施設計を予定しております。

続きまして、31ページをお願いいたします。第11章、社会生活を円滑に営む上で困難を有する子ども・若者に関する支援の（４）ヤングケアラー支援体制強化でございます。こちらは、ヤングケアラーへの支援のため、連携支援体制の構築や認知度向上を図るもので、今年度は関係者向け研修を実施いたしましたが、令和５年度は連携支援体制の構築の検討、児童生徒向けの啓発パンフレットの作成・配付、研修の継続実施、６年度には支援コーディネート機能によるヤングケアラー支援の実施などを目標としております。

32ページ以降につきましては、事業単位での見直し結果を整理しているものでございますが、ここでの説明は割愛させていただきます。

第２期千葉市こどもプランの中間見直しについての説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

中澤会長：　ありがとうございました。

ただいまの説明につきまして、何か御質問、御意見などはございますでしょ

うか。

岸委員：　岸でございます。２点質問させていただきます。

１点は、23ページの小・中学校等への出張授業の実施ですが、出張授業の内容について、どんなことで出張するのかということを教えていただきたいです。

あと、私は幼稚園の代表で来ていますので、幼稚園協会として、療育センターの機能拡充といいますか、できれば新設を毎年要望していますけれども、そのあたりについては話題にはなっているでしょうか。養護教育センターのことは聞かせていただきましたけれども。

宮葉課長：　こども企画課でございます。まず、23ページの小・中学校等への出張授業等の実施でございますけれども、こちらにつきましては、子どもたちが将来自立して社会に参加して、いろいろな意見を述べたり、まちづくりに参加してもらうことを目的に実施しているものでございまして、学校において広く児童生徒に対しまして、社会参画の意義ですとか必要性を認識していただくために、授業の一環として、例えばまちづくりはこういうふうに進めているんだとか、千葉市のいろいろな問題点、課題とかを挙げまして、それに対して、こういうような関わり方で解決に向けて取り組んでいるんですよというようなことを説明しながら、そのことに興味を持っていただいて、子どもたち自身がまちづくりに参加する意識を高めていただくことを目的に実施しております。

療育センターの機能拡充ですけれども、所管が出席していないので、詳しいことは説明できませんが、療育センターが相談に対応するのに時間がかかるという課題がございますので、そのあたりに関しまして、新たな組織を立ち上げるための準備を来年度以降行っていくということになっております。

以上でございます。

矢澤委員：　社会福祉協議会で療育センターをお預かりしているものですので。今、最後のほうでお答えはいただきましたが、新たな相談組織を市で立ち上げて、保育所さん、幼稚園さんとかの相談を一義的に受ける準備を今進めておりますので、療育センターと連携することによって、待機を少しでも減らせるように、今後とも頑張っていきたいと思います。よろしくお願いします。新たな療育センターができるということは、私のほうでは聞いておりません。

以上でございます。

岸委員：　ありがとうございます。

中澤会長：　最後のほうにヤングケアラーのことがあったんですけれども、ヤングケアラーをどういうふうに発見するというか、アクセスするのかというのは、具体的にどうなんでしょうか。

飯島課長：　こども家庭支援課でございます。一般的に多いのは、各学校に配置されているスクールソーシャルワーカーが日頃の活動の中で、気になるお子さんがいた場合に、関係機関につないで、支援していくということだと考えております。

以上です。

中澤会長：　ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。よろしいですか。

それでは、後からこれはというのがありましたら、また言っていただければと思いますけれども、議題（１）に関しては、ここまでにしておきます。

議題（１）に関して、事務局案のとおり決定するということでよろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

中澤会長：　ありがとうございます。

議題（２）第２期千葉市こども未来応援プラン（子どもの貧困対策推進計画）の策定について

中澤会長：　それでは続いて、議題（２）第２期千葉市こども未来応援プラン（子どもの貧困対策推進計画）の策定について、事務局から説明をお願いいたします。

飯島課長：　こども家庭支援課の飯島と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

着座にて失礼いたします。

まずは、委員の皆様方に御助言をいただきながら、本計画が策定まで至りましたこと、厚く御礼申し上げます。

10月の第２回分科会において御審議をいただきました計画（案）について、本年１月にパブリックコメント手続を行いまして、意見の募集を行いました。まず、その御報告からさせていただきたいと思います。

お手元の資料２－１を御覧ください。第２期千葉市こども未来応援プラン（案）に関するパブリックコメント手続の実施結果でございます。

募集期間は、１月17日から２月16日の１か月です。

御意見をいただいた人数はお二人と少なくはございましたが、合わせて22件、御意見を頂戴しております。そのうちの７件は計画にも反映させていただきました。また、計画には反映しなかった御意見につきましても、関係課で共有し、今後の事業の推進に参考とさせていただいております。

続いて、資料２－２を御覧ください。第２期千葉市こども未来応援プラン（案）に対する意見の概要と市の考え方でございます。こちらにつきましては、素案の段階で分かりづらい表現、あるいは、ミスリードを招くおそれのある表現に対する御指摘は、おおむね御意見のとおり修正させていただいております。

本日は時間も限られておりますので、主なところを紹介いたしますと、資料２－２の１ページ目、上から２つ目の№.２の御意見です。こちらは、資料２－３の本編と併せて御覧いただいたほうが分かりやすいと思いますので、お手数ですが、資料２－３、冊子となっているものですが、こちらの13ページを御覧いただきたいと思います。第１期計画の振り返りのページとなります。中ほどにございますエ、数値目標、①学校の授業以外での１日あたりの勉強時間について、二重線で囲まれている支援制度の対象児童に対し、上の平成28年度の表

で言いますと、本市全児童平均と比較しておりますが、下の令和２年度の表では、一般世帯の児童と比較しているのはなぜかというお尋ねになります。こちらにつきましては、過去の本分科会において、委員の皆様には御説明を申し上げておりますが、上の平成28年度は、国の全国学力・学習状況調査から本市児童平均を抽出し、支援制度の対象児童と比較ができております。しかしながら、下の表、令和２年度では、新型コロナウイルス感染症拡大防止に伴いまして、国の全国学力・学習状況調査が中止となったことから、本市が実施いたしましたアンケート調査により、一般世帯の児童と比較をすることといたしました。これによる違いでございます。このように安定して同じ条件でのデータを取り続けることが困難なため、第２期計画では、引き続いて学習習慣の定着は課題としておりますが、数値目標としては継続しないこととしております。

そこで、資料２－２にお戻りいただきたいと思います。２ページ以降につきましては、生活習慣や不登校など、子どもを取り巻く現状についての御心配、幼児教育・保育の無償化、第３子以降の給食費の無償化など、各施策に関する御意見を多数いただいております。これらは計画への反映の有無にかかわらず、関係課と共有し、今後の施策の参考とさせていただきます。

資料２－２の説明は以上でございます。

続いて、資料２－３をお願いいたします。冊子になっているプランの案でございます。

ページ数も多いため、計画に関する説明は後ほど概要版でさせていただくこととしまして、１点だけ御説明申し上げます。

23ページをお開きいただきたいと思います。こちらは子どもの貧困に関する指標の状況です。第２回分科会までは、文部科学省の令和４年度学校基本調査の結果が公表されておらず、この表で言いますと、一番右側の「【参考】本市全児童平均」の一部が空欄となっておりました。新たに書き加えた情報について、報告も兼ねて主なところを御説明いたします。

まず、一番上の行、生活保護世帯に属する子どもにつきまして、「大学等」と記載がある行は、文字どおり、生活保護世帯の子どもの大学への進学率についてですが、令和４年度、本市は22.8％となっております。第１期計画策定時は19％弱でございましたので、幾らか向上はしておりますが、その右側の本市全児童平均64.6％と比較しますと、まだまだその差は大きいものとなっております。

続いて、その下、児童養護施設等の子どもについてです。同じく「大学等」と記載のある行を御覧いただきたいのですが、令和４年度、本市の実績としましては、33.3％の児童が大学に進学しております。その左側の全国実績17.8％と比較しますと、本市のほうが高い実績ではあるのですが、生活保護世帯と同じく、右側の本市全児童平均と比較しますと、依然としてその差は大きいものとなっております。

こちらの進学率については、第１期計画から続けて、第２期計画でも数値目

標といたしますので、これら子どもたちが生まれ育った環境に左右されることなく、本市全児童の平均に近づきますよう、引き続き支援を講じてまいりたいと考えております。

続いて、資料２－４を御覧いただきたいと思います。こちらはプランの概要版になります。畳んではございますが、Ａ３の両面です。

Ａ４ベースで、資料番号が振ってあるページを１ページ目としまして、その裏側、千葉市の現状と書かれているところが２ページ目、基本理念と書かれているところが３ページ目、最後、体系図と書かれているところが４ページ目と見開きの表となっております。

先ほど資料２－３で説明しました進学率につきましては、３ページの一番下に数値目標の２として記載しておりますので、御確認ください。

なお、本計画につきましては、パブリックコメント手続による意見の反映を除いては、前回の分科会で御説明申し上げた内容から大きな修正はございません。ただし、第１期計画を経て、第２期に当たる本計画では、どこに力を入れているのか、力点について明確にお示しをさせていただいております。

先ほど御覧いただいた３ページの数値目標の少し上のところ、計画の力点と数値目標という項目を御覧いただきたいと思います。本計画の力点といたしまして、「支援が届かない、届きにくい子ども・家庭とつながる施策を推進」と明記させていただいております。

この「つながる施策」に注力する背景といたしましては、右側の２ページにあります千葉市の現状把握のために行ったアンケート結果の４、支援にあたって困難だと感じる点を御覧いただきたいと思います。こちらは本市が行っている子どもナビゲーターやスクールソーシャルワーカーに加え、市民が運営している子ども食堂、学習支援団体など、支援する側の方に行ったアンケート結果でございます。支援する側が困難に感じる点といたしまして、下から６つ目の「家庭からの訴えがないため支援に入れない」が73.7％と最も多く、次いで、一番上の「保護者との接触、信頼関係づくり」が68.4％となっております。ほかにも、「支援が拒まれる」、「保護者が支援制度を知らない」といった御意見もたくさん頂戴しております。

ここで４ページ目を御覧ください。４つの目標ごとに具体的な施策を記載しておりまして、まだまだ十分でないにせよ、本市でも、ほかの市に見劣ることのないような多様な支援制度を展開しているところでございます。しかしながら、これらがまだ十分に届けられていないことが課題であると少なくとも支援する側は感じていることは、本市にとっても看過できない課題だと考えております。そこで、本計画につきましては、支援が届かない、届きにくい子ども、家庭といかにつながっていくかに力点を置いて、施策を推進してまいります。そのために、支援の比較的早い段階で子どもや家庭と関わり、なおかつ、ほかの生活支援や福祉制度につなげることができるスクールソーシャルワーカーの役割は大きく、本計画では、数値目標の１に掲げさせていただいております。

また、１年、２年で成果が見られるというものではございませんが、最終的に子どもが生まれ育った環境にかかわらず、望んだ将来に進めたかを見る１つの指標といたしまして、数値目標の２に進学率を継続して掲げさせていただいております。これらの成果につきましては、令和５年度を計画のスタートとし、最初にお示しできますのが、１年空いて令和６年度となりますが、第１期計画と同様、本分科会で御報告をさせていただきますので、引き続き御支援、御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

本計画につきましては以上となりますが、パブリックコメントの実施経過につきましては、３月29日の公表を予定しております。本日、資料の回収はいたしませんが、お手元の資料は全て現時点で公表前のものとなりますので、お取扱いには御注意くださるようお願いいたします。

雑駁ではございますが、説明は以上でございます。

中澤会長：　ありがとうございました。

それでは、ただいまの説明につきまして、何か御質問、御意見などがございましたら、お願いいたします。いかがでしょうか。

藤田委員：　青少年育成委員会会長会の会計監査をやっております藤田と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

スクールソーシャルワーカーというところで、私は勉強不足で、どういう方がスクールソーシャルワーカーをやっていらっしゃるのかということと、もし成功例、こういう実績というのが具体的にあれば、そういうものを紹介していただければと思います。

刑部指導主事：　千葉市教育委員会教育支援課の刑部と申します。よろしくお願いします。

スクールソーシャルワーカーは、社会福祉士の資格を持った方で、千葉市では、令和４年度は12名の方の配置があります。年間１人29件程度の事案を受け持つことで、令和３年度は10名だったので、200件前後の件数の派遣を受けております。

成功例は一つ一つ違うので、なかなか難しいのですが、なかなか福祉的な支援につながらない御家庭で、福祉の支援につながりたいと思っている御家庭にアプローチしまして、こういった支援がありますよということにつなぐケースが多いかなと感じております。

以上です。

中澤会長：　スクールソーシャルワーカーが12名ということは、各区２名ぐらいついているのですか。

刑部指導主事：　各区２名ぐらいになってはいるのですが、今は教育行政に５名配置して、残りの７名を各区１名、あと１名は令和３年度に派遣が多かった花見川区につけております。中学校区で分けているので、各区に２名ずつぐらいいるという感覚で見ていただければと思います。

中澤会長：　どこかの学校に常駐なさっているというわけじゃなくて、教育委員会から個々に担当しているという形になるのですか。

刑部指導主事：　拠点校配置というものを取っておりまして、勤務先はあるのですけれども、周りの学校全てが対象ということになっておりますので、どの学校からも派遣申請を受けている状態になっております。

中澤会長：　ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。

今田委員：　生活保護世帯の大学進学率が低いということなのですが、大学に進学しようとすると、ほぼ打ち切られるという話を聞いたことがあります。実際、千葉市でもそのようにしているのかどうかと、それを何とか援助するためには、今、奨学金を使っているのでしょうか。奨学金にも返済しなければいけないタイプと給付型があると聞いておりますが、その辺は具体的にはどのようにしているのか教えてください。

飯島課長：　こども家庭支援課でございます。今日、生活保護の所管がいないので、大学に進学した際に生活保護が打ち切られるかどうかというのは不明なところがありますが、実際に国のほうで奨学金制度がございまして、成績が一定の水準を満たしているお子さんについては、給付型という形の制度もございますので、申請して、そこの世帯の状況とお子さんの成績で給付する制度はございますので、対象となる要件を満たしていれば、それを受けることができます。ただ、本市独自で奨学金制度自体は設けておりません。

以上です。

事務局：　同じくこども家庭支援課です。生活保護世帯の方が大学進学される場合に、保護が切られるわけではないのですが、大学生になった方はいないものとして、世帯を分離されてしまうので、若干、家庭に入る実入りとしては減ってしまいます。ですが、例えばお子さんがどうしても大学に行きたいんだということで、そこまでアルバイトでためたお金などについては、収入額が上がると保護費は減るんですけれども、それは見ないで、大事な将来のための貯蓄として保護費を引かないようにしてあげることもできますし、令和２年度からは大学の準備に当たるお金が生活保護から捻出できるようになっておりますので、以前よりは保護世帯の方も大学に進学しやすくなっていると思います。

以上です。

中澤会長：　ほかに何か御質問等はありますでしょうか。よろしいでしょうか。

ありがとうございました。これにつきましても、何かありましたら、後からお願いしたいと思います。

それでは、議題（２）に関しましては、事務局案のとおり決定するということでよろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

中澤会長：　ありがとうございます。

報告事項（１）（仮称）千葉市こども基本条例の制定に向けた取組みについて

報告事項（２）千葉市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部改正について

報告事項（３）第２期千葉市放課後子どもプランについて
報告事項（４）令和４年度設置認可部会の開催状況について
報告事項（５）令和４年度処遇検討部会の開催状況について
報告事項（６）令和５年度こども未来局　組織改正について
報告事項（７）令和５年度こども未来局　主な新規・拡充施策について

中澤会長：　それでは続いて、報告事項に移りたいと思います。

報告事項についてですが、先ほど言いましたけれども、今回、７項目と大変多くなっております。時間の都合上、まず事務局より報告事項（１）から（７）までを先に説明していただいて、その後、委員の皆様から一括して御質問、御意見を頂戴したいと思いますが、よろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

中澤会長：　それでは、そのようにさせていただきます。

まず、事務局より（１）（仮称）千葉市こども基本条例の制定に向けた取組みについての説明をお願いいたします。

宮葉課長：　こども企画課でございます。座って説明させていただきます。

資料３をお願いいたします。（仮称）千葉市こども基本条例の制定に向けた取組につきまして、まず、１の背景から御説明させていただきます。本市では、これまでも子ども施策を重要施策の一つと位置づけまして、先ほど御報告いたしました千葉市こどもプランに基づきまして、様々な取組を進めてまいりましたが、増加する児童虐待事案ですとか不登校事案のほか、子どもの貧困やヤングケアラーなどへの対応が喫緊の課題となっているところでございます。こうした状況の中、子ども施策のより一層の推進を図るためには、行政だけでなく、社会全体で子どもや子育て家庭を支援する機運の醸成が必要と考えておりまして、国によるこども基本法の成立を契機といたしまして、本市においても、子ども施策の基本となる事項などを定める条例の制定に向けて取り組んでいくこととしたものでございます。

２の条例検討委員会の設置でございます。こちらは、様々な立場の方からの意見等を集約いたしまして、条例に反映させるため、若者を含む公募市民や、子どもに関する事業に従事する方、学識経験者の合計20人で構成する条例検討委員会を設置いたしまして、条例に規定する項目ですとか内容などについて御審議いただくこととしております。

３の主な取組みでございますが、条例の制定過程に、当事者である子どもや若者をはじめとする多くの市民の方に参加していただくことが重要であると考えておりまして、次の取組なども実施する予定でございます。まず、機運の醸成を図る契機とするためのシンポジウムの開催、また、子どもや一般の方を対象とした各種アンケート調査の実施、それから、既に千葉市で事業を実施しております、こどもの参画推進事業を活用した子ども・若者からの提案を活用しながら、条例の制定に向けて取り組んでいきたいと考えております。

４のスケジュール（予定）ですけれども、今年度、第１回の条例検討委員会を来週に開催する予定でございます。来年度、５年度につきましては、条例検討委員会を４回程度開催いたしまして、条例素案の審議などを行っていただくほか、先ほど申し上げましたシンポジウムの開催ですとか、アンケート調査の実施などを予定しております。６年度には、条例検討委員会を３回程度開催するとともに、パブリックコメント手続を実施し、広く市民の方の意見を聴取するほか、最終的に市議会に条例議案として提出する予定でございます。その後、７年度に条例を施行するという形で進めていきたいと考えております。

説明は以上でございます。

中澤会長：　ありがとうございました。

それでは続きまして、報告事項（２）千葉市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部改正について、事務局から説明をお願いいたします。

皐月幼児教育・保育政策担当課長：　幼保支援課でございます。それでは、３点説明させていただきます。

お手元の資料４、千葉市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部改正についてを御覧ください。

１の改正の趣旨ですけれども、児童福祉施設等が満たすべき基準を定める国の省令が改正されたことに伴いまして、千葉市が同様の基準を定めている市の条例等の一部を国の改正と同じように改正する議案を、前回の議会の際に提出させていただきました。

条例の改正内容は２に記載のとおりですが、全部で（１）から、次のページの（６）までの６点ございます。

まず、（１）児童福祉施設等における児童の安全の確保に関する計画の策定等ということで、児童福祉施設において安全計画を策定することを義務づけるという規定を新設いたします。

続きまして、（２）インクルーシブ保育です。こちらは、児童発達支援事業所等の他の社会福祉施設を保育所や家庭的保育事業所等に併設するときに、各施設に特有の設備、専従の人員の共用を不可とする規定について、支障がない場合に限り、共用可能とするというものでございます。平たく言いますと、これまで縦割りで同じ建物の中で、障害をお持ちのお子様を支援する施設と保育所が併設している場合には、それぞれの職員さんが相互に面倒を見るということができなかった規定を廃止して、相互に面倒を見たり、設備を使えるようにするものでございます。

続きまして、（３）児童福祉施設等における業務継続計画策定等の努力義務化です。こちらは、児童福祉施設、家庭的保育事業所等、放課後児童健全育成事業所等に対しまして、業務継続計画の策定等に対する努力義務と、感染症や食中毒の予防、蔓延防止のための研修、訓練の実施についての努力義務規定を設けるものでございます。

続いて、（４）職員の数の策定に当たっての看護師等の特例についてです。こちらは、乳児４人以上を入所させる保育所に限り、看護師等を１人、保育士とみなすことができるという規定があったのですが、乳児の入所人数によって看護師の方が勤務できるできないが決まってしまうという課題があったことから、４人という人数要件を撤廃するものでございます。

続きまして、（５）懲戒権の濫用を禁止する規定の削除です。こちらは、民法等の一部を改正する法律によって、懲戒権に関する規定そのものが削除されたことに伴いまして、児童福祉施設において、懲戒権の濫用を禁止するという規定があったものを削除するというものでございます。

最後に、（６）バス送迎に当たっての安全管理の徹底に係る規定の追加です。令和３年度以降、送迎バスの中で園児が亡くなるという痛ましい事故が連続したことを受けまして、バス送迎に当たっての児童の所在確認や安全装置の装備の義務づけについて、規定を追加したものでございます。

以上６点の規定につきまして、それぞれ施設ごとに整備しております条例を改正するもので、改正する条例を列記したものが３になります。改正する条例としましては、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例、幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例、幼稚園型認定こども園、保育所型認定こども園及び地方裁量型認定こども園の認定の要件を定める条例、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例について、該当する規定の改正を行います。

施行期日は、基本的に令和５年４月１日となっておりまして、懲戒権の濫用を禁止する規定につきましては、３月10日に公布しておりますので、施行済みという状況でございます。

雑駁ですが、説明は以上です。

中澤会長：　ありがとうございました。

それでは続きまして、報告事項（３）第２期千葉市放課後子どもプランについて、事務局から説明をお願いいたします。

上田放課後子ども対策担当課長：　教育委員会の生涯学習振興課放課後子ども対策担当の上田と申します。千葉市放課後子どもプラン（第２期）につきまして御報告させていただきます。座って御説明させていただきます。

資料は、お手元の資料５－１から資料５－４がございますが、まず、順序が逆で恐縮ですが、資料５－４をお手元にお願いいたします。プランの概要版でございます。こちらは、教育委員会で３月15日に教育委員会会議がありまして、内容につきましては議決をいただいております。資料の調整の関係で「(案)」とついておりますけれども、現時点で「(案)」は外れている状況と御理解いただければと存じます。

本日は御報告ということですので、後ほど忌憚のない御意見をいただけれ

ば、今後の参考にさせていただきたいと存じます。

では、概要版を簡単に御説明いたしますけれども、放課後子どもプランにつきましては、真ん中辺り、計画の位置付け・対象施策の範囲にありますように、アフタースクール、放課後子ども教室、子どもルームの３つの施策をメインに置いた計画でございます。アフタースクールといいますのは、囲みにありますように、小学校の敷地内におきまして、放課後児童クラブ――千葉市では子どもルームでございます――と放課後子ども教室を一体的に運営しまして、保護者の就労状況等にかかわらず、希望する全てのお子さんに毎日の居場所を提供するとともに、体験プログラムで体験、活動の機会、継続プログラムで継続的な学びの機会を提供するという事業でありまして、民間事業者の方に運営を委託して実施しております。放課後子ども教室、子どもルームというのは、従来から展開してきた放課後施策になります。子どもルームというのは、いわゆる学童保育に相当するもの、放課後子ども教室は、地域のボランティアの方々に御参画をいただいて、お子さんたちに様々な体験の機会を提供するものになります。放課後子ども教室、子どもルームを合わせたものがアフタースクールというものであると御理解いただければと存じます。

おめくりいただきまして、お時間の関係もありますので、説明が雑になりますけれども、３ページを御覧ください。第３章、基本理念がございますが、このプランの基本理念は、希望する全てのお子さんに安全安心な居場所を提供すること、希望する全てのお子さんに放課後における多様な体験・活動の機会を提供すること、これらの提供に当たって、学校施設を有効かつ積極的に活用するということで組み立てております。

第４章、施策の方向性とありますけれども、矢印の下に二重丸がございますが、このプラン以降は、当面、アフタースクール導入が困難な学校を除いて、全ての小学校にアフタースクールの導入を目指すとともに、そのペースを加速して、基本理念の早期実現を図ることにしております。

留意点にありますように、アフタースクールは、子どもルームがこれまで培ってこられた安全安心な居場所、健全育成の場としての役割、放課後子ども教室が培ってきた地域や保護者とのつながりを適切に継承していく必要があると考えております。

おめくりいただきまして、４ページを御覧ください。施策の展開でありますけれども、アフタースクールにつきましては、（１）導入計画をこのプランに盛り込んでおります。基本的な考え方にございますように、10年後の令和14年度までの間に、次の４月１日で小学校は107校ございますが、そのうち98校へアフタースクールの導入は可能と判断しております。一部導入が難しいところというのは、学校施設、敷地の中にお子様をどうしてもお受け入れし切れない学校がマンション開発等の関係で出てきてしまいますが、それが107校と98校の差の部分になります。令和５年度以降は年10校ずつ拡充いたしまして――拡充というのは、子どもルームと放課後子ども教室をアフタースクールに置き換えて

いきます――令和12年度までに98校の導入を完了するというプランニングになっております。かなり先のお話までしておりますので、４つ目の丸にありますように、今後、プランの中間見直しやプラン策定の段階で推計児童数を再確認して、必要最小限の範囲で見直しはさせていただく予定です。

その具体的なプランは、最後の７ページにございます。具体的に、何年度に、どの小学校にアフタースクールを導入する予定ですというものを先々までお示しした形になります。こちらで学校関係者でありますとか、放課後子ども教室、子どもルームの関係者の方々に先の見通しを持っていただきたいということで、あえてここまで具体的なものをお示しした次第です。

４ページにお戻りいただきまして、上から２段目、当面導入が困難と見込まれる学校がございます。新宿小学校から稲毛小学校まで、記載した９校につきましては、マンション開発等の影響によりまして児童数が急増するため、令和14年度、10年後までに導入することが難しいという状況になっております。

その他、アフタースクールにつきましては、（２）育成支援及び施設運営に係る質の確保・充実、（３）体験プログラムの充実、（４）継続プログラムの充実等々、施策展開として記載をしてございます。特に（２）が子どもルームを継承するという意味では極めて重要でありまして、この部分につきましては、こども未来局で所管している子どもルームと同等の取組を行う必要があるということで、基本的には、パラレルな内容を記載してございます。

５ページ、放課後子ども教室の一部を御紹介しますが、（２）総合コーディネーターによる活動支援は、ボランティアにお任せしている各学校の実行委員会がございまして、こちらが担い手不足で活動の継続ができない場面が多くなっております。ここに専門的な知見を有するコーディネーターを派遣しまして、活動のお手伝いをするというものですが、アフタースクールの導入が令和10年度以降とかなり時間がかかってしまう学校に対して措置をしていくことになっております。

（５）が先ほど御紹介した新宿小学校等９校の当面導入が困難な学校に対しては、思い切って放課後子ども教室の運営を民間委託することを考えております。民間委託と申しましても、民間丸投げということではなく、市も適切に関与しながら、地域の方に何らかの活動を提供していただくことを委託するということでございます。内容としてはかなり難しい部分、課題が多い事業でありますので、令和５年度、令和６年度はモデル事業として実施しまして、その後令和９年度までに全９校に展開していくことを考えております。

次の６ページは、子どもルームの施策展開になります。（１）受入枠の拡充ですが、施設整備は、待機児童がピークであった頃に比べれば、数としては落ち着いておりますが、引き続き需要の高いところに的を絞って施設整備をしていくことになってございます。

それから、（３）につきましては、先ほど申し上げましたとおり、アフタースクールとおおむね同様の内容のものを掲げさせていただいております。この中

で、一番下にインターネット環境の整備という表がありますけれども、これは今、お子さんたちが１人１台、ＧＩＧＡスクール構想に基づく端末をお持ちになっています。子どもルーム、アフタースクールは宿題をやる場でもありますが、宿題がギガタブで出始めておりますので、ギガタブが使えるような環境を、子どもルーム、アフタースクールでも整備していくということでございます。

プランの概略は、大変雑駁ですが、このとおりでございます。

パブリックコメントを実施しましたので、その結果の概略をお伝えします。資料５－１、資料５－２になります。

募集期間等は記載のとおりでございますが、３、募集結果を見ていただきますと、９人の方から75件の御意見を頂戴しております。

これに基づいて修正した箇所は２か所となっております。

資料５－２を御覧いただきますと、御意見をたくさんいただいている状況です。この場で逐一御説明するのは難しいので、概略をお伝えしますと、これらの意見は、子どもルームの指導員等として勤務をされている方々を中心にいただいた意見でございます。御意見はかなりいろいろな思いを込めていただいていますので、あえて要約をせずに、そのまま掲載させていただいております。

主な内容としましては、放課後児童クラブ、子どもルーム、放課後子ども教室を一体的に運営するというアフタースクールの仕組み自体に対して、いろいろな御懸念をお持ちであったり、子どもルームにおいて、お子さんの生活の場という大事な機能があるわけですが、これがアフタースクールへの移行によって低下するのではないかという御懸念、あるいは、お子さん１人当たりの面積ですとか職員配置は大丈夫かといった御意見、それから、社会福祉協議会さんが120程度の子どもルームを受託されていて、社会福祉協議会という公的性格の強い事業者さんが運営されているところが、民間事業者が運営するアフタースクールになるという点が心配だという御意見が挙げられると思います。

これらの御意見に対しましては、アフタースクールは、保護者の就労状況にかかわらず、希望する全てのお子さんに安全安心な居場所と多様な体験、活動の機会を提供するものでありまして、このプランの基本理念を実現するために必要なものですとか、アフタースクールも放課後児童クラブとしての位置づけを持っておりますので、面積基準、職員配置をはじめとしまして、放課後児童クラブの基準を満たして実施するものでありますので、良好な環境の整備、育成支援、質の確保充実を図っていきますということ、それから、地域の方々の参画をいただきながら、多様な体験、活動の機会を提供することによりまして、お子様は様々な大人と関わりを持ちながら、より豊かな放課後の時間を過ごすことができるという点、それから、モニタリング調査ですとか、利用者からの評価の把握とその活用等によりまして、民間事業者の適切な運営を担保していくといったことなどを御説明しまして、御理解賜りたいと考えております。

これらの御意見を真摯に受け止めまして、子どもルームが果たしてきた安全安心な居場所、児童の健全育成という役割をアフタースクールが適切に継承す

ることができるよう、こども未来局とこれまで以上に緊密に連携いたしまして、丁寧な引き継ぎですとか良好な環境の整備、育成支援、質の確保・充実に努めてまいりたいと考えております。

こちらの公表は、私どもは３月末日を考えております。いずれ公表するものでありますが、現時点では、念のため、取扱いには御留意いただければ幸いでございます。

以上でございます。

中澤会長：　ありがとうございました。

それでは続いて、報告事項（４）令和４年度設置認可部会の開催状況について、事務局から説明をお願いします。

宮葉課長：　こども企画課でございます。座って説明させていただきます。

資料６をお願いいたします。設置認可部会につきましては、当分科会の部会の一つでございまして、保育所等の整備を行う事業所の適格性などを審査させていただいております。令和４年度には５回開催いたしまして、14件の審査を実施した上で、14件を適格といたしまして、10件の選定を行っていただいております。詳細につきましては、記載のとおりでございます。

２ページをお願いいたします。２の総整備量でございます。令和５年４月１日付の２号及び３号認定の認可定員数の増加数は438人の見込みとなっておりまして、内訳につきましては、記載のとおりとなってございます。

設置認可部会の開催状況につきましては以上でございます。

中澤会長：　ありがとうございました。

それでは続きまして、報告事項（５）令和４年度処遇検討部会の開催状況について、事務局から説明をお願いいたします。

飯島課長：　こども家庭支援課でございます。よろしくお願いします。着座にて失礼します。

資料７を御覧ください。令和４年度処遇検討部会開催状況についてでございます。こちらは里親の適否ですとか、被措置児童虐待の届出があった際の確認ですとかが主になります。４年度は３回実施いたしまして、委員の方については、２に記載のとおりで、皆さん御出席をいただいております。審議内容につきましては、主に里親の適否ですとか、辞退、更新があったときの報告、その他、被措置児童虐待疑いの報告などを行っております。

裏面を御覧ください。開催に当たっての部会の御意見ですが、３回分まとめまして、里親認定の申請については、養育里親が８組、養子縁組里親が３組、専門里親が１件の12件が全て適格ということで答申をいただいております。そのほか、里親の登録の辞退、更新などについても報告を行ったところです。

以上でございます。

中澤会長：　ありがとうございます。

それでは続きまして、報告事項（６）令和５年度こども未来局　組織改正について、事務局から説明をお願いいたします。

石野こども未来部長：　こども未来部長、石野でございます。どうぞよろしくお願いいたします。座って説明させていただきます。

資料８、令和５年度こども未来局組織改正を御覧いただければと思います。左側が今年度、右側が来年度の体制となっておりまして、網かけが変更となる部分でございます。こども未来局は現在、１局１部の体制でございますけれども、保育の質のさらなる向上ですとか、児童虐待の防止など、子どもを取り巻く課題や環境の変化に適格に対応し、子どもや子育て家庭への支援をより一層推進していくため、こども未来局の組織をこども未来部と幼児教育・保育部の２部体制に移行いたします。新年度からのこども未来部は、こども企画課、健全育成課、青少年サポートセンター、こども家庭支援課、東部・西部の両児童相談所で組織いたしまして、引き続き子ども施策全般の企画のほか、課題を抱えた子ども・若者や子育て家庭への支援などを行ってまいります。また、新たに設置いたします幼児教育・保育部には、幼保支援課と幼保運営課を移管するとともに、保育の質向上などに取り組む組織として、幼保指導課を新設いたします。

こども未来局は、子どもの命と安全に直結する業務を所掌しておりまして、２部体制に移行することで、より迅速な意思決定が可能となり、本市の子ども施策のさらなる充実・強化につながるものと考えております。

説明は以上でございます。

中澤会長：　ありがとうございました。

それでは最後に、報告事項（７）令和５年度こども未来局　主な新規・拡充施策について、事務局から説明をお願いいたします。

石野こども未来部長：　では、引き続き御説明させていただきます。

それでは、資料９、令和５年度こども未来局　主な新規・拡充施策について御説明させていただきます。

本日、この会議で説明していないものなどを中心に御説明させていただきたいと思います。

まず、１ページをお願いいたします。２段目にございます子ども医療費助成でございます。保険調剤に係る保護者負担額を無料とするとともに、多子世帯の経済的負担の軽減を図るほか、受診回数などが多い世帯に対する支援を行ってまいります。

２ページをお願いいたします。１番目の放課後児童健全育成事業補助等でございます。民間事業者が実施する子どもルームの安定的な運営を確保し、児童の健全育成を図るため、運営経費の一部を助成するもので、１事業者を拡充いたしまして、15事業者に助成をいたします。

２番目の子どもルーム巡回アドバイザーでございます。子どもルームにおける保育の質の確保を図るため、特に配慮を必要とする児童の支援に関する助言や指導などを行う巡回アドバイザーを配置いたします。

４番目にございます養子縁組民間あっせん機関助成でございます。家庭的養

育を担う養子縁組の推進のため、養親希望者が民間あっせん機関に支払った手数料の一部を助成いたします。

３ページをお願いいたします。２番目にございます子ども家庭総合支援拠点運営・整備でございます。子どもとその家庭、妊産婦などに対する支援を充実するため、各区に子ども家庭総合支援拠点を整備いたします。令和５年４月に花見川区、稲毛区に設置いたしまして、令和６年度には若葉区、緑区、美浜区に設置し、全区への設置を行います。

続きまして、３番目にございます子どもの貧困対策総合コーディネート（子どもナビゲーター）でございます。貧困家庭などの子どもやその家庭に対し、関係機関と連携し、包括的な支援を行う子どもナビゲーターを新たに美浜区に設置し、これで全区への配置となります。

４ページをお願いいたします。２番目の在宅子育て家庭への支援でございます。在宅の子育て家庭への支援のため、エンゼルヘルパー派遣事業の軽減対象にひとり親世帯を加えるとともに、ファミリー・サポート・センターの軽減対象に低所得世帯を加えます。

恐れ入りますが、１ページ飛ばしていただきまして、６ページをお願いいたします。一番下の段でございますけれども、多様な保育需要への対応でございます。保護者の就労形態の多様化などに伴う保育ニーズに合わせまして、公立保育所における休日保育の実施など、様々な保育メニューの提供を行います。また、公立保育所における医療的ケア対応看護師を１人増員いたします。

７ページをお願いいたします。上の段でございますけれども、保育の質の確保でございます。新たに幼児教育・保育人材の資質向上、離職防止のための拠点機能を担う幼児教育・保育人材支援センターの令和６年度開設に向けた準備を行ってまいります。

説明は以上でございます。

中澤会長：　ありがとうございました。

それでは、ただいま事務局より説明いただきました報告事項（１）から（７）について何か御質問、御意見がありましたら、お願いいたします。どれでも結構です。

中間委員：　弁護士の中間でございます。質問というか、確認なんですけれども、資料７の令和４年度処遇検討部会開催状況についての裏、３、審議内容の（２）内部・部会意見の第３回は、ついこの間あったものだと思うのですが、諮問のあった養育里親３組、専門里親１件について審議し、全て適格と答申することを決定とあるんですけれども、たしか専門里親は要件の充足の確認ができなくて、取り下げて、もう１回確認しますというお話があったんですが、専門里親はほかにもう１件ありましたか。記憶の中で、新規登録の専門里親さんは、第３回でやった方に関しては、要件確認ができないというところで一旦留保になったかと思うのですが、確認です。

飯島課長：　こちらは確認いたしまして、改めて御報告したいと思います。

中澤会長に御報告したほうがよろしいでしょうか。

中澤会長：　今日中にはここでは難しいということですよね。

飯島課長：　ちょっと確認します。

中澤会長：　時間内にできればいいですし、もしできなければ、私から中間委員に……。

中間委員：　この日は専門里親で適格と認められた方はいなかったという記憶なので…。

中澤会長：　では、よろしくお願いします。

ほかにいかがでしょうか。

木村委員：　各課の議題とか報告事項が全て済んだんですけれども、どこで申し上げようかなと思って、迷っていたんですが、前年度に施設認可が強化されたところが出ております。千葉市では、こどもプランを見直してやっていくということなんですが、このプランが市民サービスとして実施される上で、私の立場は千葉市民間保育園協議会といいまして、保育園の団体の会長をしているんですが、千葉市の全ての子どものプランがうまくいくためには、現場でそれを受ける保護者とか子どもたちがきちっとした行政サービスを受けておられるかということが大事な点だと思うんです。

何を言いたいかといいますと、実はこの会議もいろいろな立場の方が来ていらっしゃって、私ども保育園側からすると、保護者が自分の希望の保育園に入れないとか、ごきょうだいが別々の保育園に回されるとか、そういったことは現実に起こっていて、入所している保護者が本当に満足しているかどうかというところが、この計画を実施していくためのもっと大事な点なんじゃないかと会議に参加して思いました。

議会の先生もいらっしゃいますけれども、例えば区役所の担当のところで市民とやり取りをして、どっちの希望が通るかというと、行政側の希望が通っちゃっているんです。どうしてかというと、具体的には、点数が高いから、この人はあれですとか、詳しい例で申し訳ないですけれども、例えばこの要保護児童をあなたの保育園に入れないと、後で待っている３歳児はおたくに入れませんよというようなことが起こるわけです。それは保育所、保育園の事業とか保護者の希望が優先されるという行政サービスをしないと、どんな立派なこどもプランを立てたところで意味がないと思うんです。ですから、区役所での入所に関する事例とか、保護者はいわゆる転所とか、いろいろ希望があると思うんですけれども、そっちが優先されるべきで、役所の決まりとか点数配分だって、誰が、どういうふうに決めていて、それに正当性があるなどとは言い切れないわけです。

何を言いたいかというと、現場の利益を受ける市民のほうに重点を置いた保育サービスなり行政サービスをしていただきたい。これは意見ですので、こういう場で申し上げておかなければいけないかなと思いました。

以上です。

中澤会長：　ありがとうございます。意見ではあるんですけれども、何かありましたら。

石野部長：　ありがとうございます。本市の場合は待機児童ゼロを継続しておるわけでは

ございますけれども、ただいま御意見をいただいたように、現実的には必ずしも希望のところに入れていない方がたくさんいるということを承知しております。入所事務も含めまして、保護者の方の御希望等にできるだけ対応できるような体制整備も含めまして、丁寧な市民対応を心がけてまいりたいと考えています。

以上でございます。

中澤会長：　ありがとうございます。

大野局長：　当然、行政ですので、公平性という観点ですとか、そういう部分もたくさんあるんですけれども、我々は、市民、子どもたちのために仕事をしています。それが第一ですので、市民、子どもたちの幸福のためにどういう行政をしていかなくちゃいけないかということで、こういう会議も設けてやっております。この会議は行政の立場を押しつけるための会議ではなくて、皆さんから意見を聞いて、どういう施策をしていかなければならないかというためにやっておりますので、決して我々は押しつけようと思ってやっているわけではありませんので、すり合わせていけるものは、できるだけ施策に盛り込んでいきたいと思っていますので、よろしくお願いします。

田畑委員：　今、木村委員から議会のほうでというお話もあったので、もし実施状況で皆さんと共有できればと思うのが、保護者の方の保育ニーズを適格に捉えてアドバイスをする子育て支援コンシェルジュが各区に配置されているかと思います。もちろん木村委員がおっしゃるように、保護者のニーズに全て応えることはなかなか難しいと思いますが、その中で、できるだけ酌み取って、ニーズに合わせた保育所の情報提供をするという御努力はされているかと思いますが、もし分かれば、子育て支援コンシェルジュの実績や効果などをお示しいただければと思います。

枡見課長：　幼保支援課長でございます。子育て支援コンシェルジュにつきましては、保護者の方から、保育施設の希望、サービスの希望などを聞き取りまして、ここ３年、待機児童がゼロに至ったということ、それから、それより前には、待機児童、保育所に入れないお子さんが多かったという中で、全て保護者の方の希望どおりにはいかないということはありますけれども、できるだけニーズを聞きながら、希望の順位とかを聞きながら、丁寧に対応してきた結果、待機児童ゼロが継続しているということでございますので、そうしたことが成果の一つかと考えます。

ただ、なかなか希望どおりにいかないというところもございますので、今後も保護者の方には、コンシェルジュなどが丁寧に対応して、できるだけ希望が満たせるように対応していけたらと考えております。

以上でございます。

岸委員：　今の関連で１点。これは前回の子ども・子育て会議で保育関係の方から御発言があって、そういう問題点があるかと思わされたことなんですけれども、育休制度についてです。育休制度というのは、基本的にその子の生まれた誕生月

が基準になっています。ただ、幼稚園にしろ、保育園にしろ、多くの場合は４月から３月という前提で考えていますと、育休が終わる時期が８月とか９月であったらば、それを遡って、４月に向けて保育園の申込みをしないと希望どおり入れないという問題点があるという指摘があって、そういうものだなと思われました。

これは国の制度なので、市レベルの会議でそういう話をしても仕方がないと思うのですけれども、そこの部分が、お役所的なんです。幼稚園や保育園の現状と制度が合致していないといいますか、つまり、３歳まで育休を取れるのであれば、３歳になった次の年度まで育休が取れるような制度であれば、前倒ししないで、空く期間を短くしないで預けることができる。そういうあたりの発想の転換というものができないだろうかと。市レベルでやれと言うと、相当難しいことになると思いますけれども、現実としてそういう問題があって、そのことが今のこととも関わってきている重要な部分になるんじゃないかなということで、意見として記録に載せたほうがいいと思って発言をいたしました。

別件で２点ほど申させていただきたいと思うのですが、資料５－４の５ページにアフタースクール導入困難校の民間委託の話が出ていますけれども、これは４ページに出てくる当面導入が困難と見込まれる学校で、放課後子ども教室の運営を民間委託したいということであるわけです。ただ、４ページを見ると、「将来的に児童数の減少により可能となった段階で導入」と書いてあって、放課後子ども教室の民間委託を始めたときに、スムーズな移行はできるのか。指定管理だから、５年ぐらいで入れ替えるんだとは思いますけれども、継続性をちゃんと、 例えば、やって１年ぐらいでアフタースクールができるようになって、委託事業者を変えるよということになると、はしごを外されたようなことになるので、手を挙げる業者がいなくなるんじゃないかなと少し心配します。この９校がどうなるかということの見通しが立たないと思うので、そういうことを前提に考えること自体が難しいのかもしれませんが、どういうふうにお考えなのか伺いたいということが１つ。

もう一つは、資料９の７ページに新規事業として幼児教育・保育人材支援センターの開設準備とあるのですが、これは一体どういう人たちが主導して、どういうことを考えて、何をしようとされているのかということを非常に関心を持って伺いたいと思います。

以上です。

上田放課後子ども対策担当課長：　放課後子ども対策の担当でございます。御質問ありがとうございます。今、御指摘のありました、アフタースクールが当面導入困難な９校への対応でございますけれども、これは将来の推計児童数を予測で見ています。この９校は10年後でも近隣の開発によってお子さんが、必ずしも大規模校とは限らなくて、学校のサイズと見合わないお子さんの数になってしまうという状況を見込んでおります。ただ、これはプランの中間見直しですとか、次のプランを策定するときに、もう一度、推計児童を見て、その段階で、思っ

たよりもお子さんが増えないということが判明すれば、アフタースクールの導入を検討するという位置づけになっています。

令和９年度までに９校に対して民間委託を考えているんですけれども、今の時点では、令和９年度までに例えば新宿小は導入が可能になったとか、そういうケースは出ないと考えております。

あと、委託期間につきましては、モデル事業をやってみて決めようとは思いますけれども、おっしゃるとおり、１年で毎回変えるというのは難しいと思います。地域の方とのつながりが必要になってくるので、一定の委託期間ということでやる必要がありますし、仮に民間委託の放課後子ども教室を導入した後に、幸いにしてアフタースクールが５年後に導入できそうだとなれば、その期間を見て、委託等も決めますし、場合によっては仕様書の中で、アフタースクールへのつなぎというものも盛り込むということは考えられると思います。御指摘ありがとうございます。

香川課長：　幼保運営課の香川でございます。御意見ありがとうございます。

まず私のほうから、幼児教育・保育人材支援センターの概要について御説明を差し上げたいと思います。

こちらは令和２年度末に保育所実態調査ということで、市内の保育士の方ですとか幼稚園教諭の方、約6000名に資質向上のためのアンケートを取らせていただいて、それをベースに資質向上策を検討していこうという取組を進めてまいりました。その中の項目の一つとしまして、幼稚園教諭ですとか保育士ですとか、市内の保育者の資質の向上のためには、それぞれのキャリアアップに応じた研修体系が、今きちんと市のほうで整って提供できていないという御指摘をいただきまして、そういった研修の体系づくりをして、こういう研修を、こういう時期に受けると資質向上につながっていくという効果的な受講勧奨等をしていくことによって、市内の保育者の皆様が一律に底上げされていくんじゃないかという御意見を、資質向上検討会議の学識経験者の方ですとか現場の先生方に入っていただいた中で賜ったというのが１つで、そういった意味での研修の拠点機能を担わせたいというものでございます。

もう一つは、保育士の方の中で、離職の関係のアンケート項目がございまして、保育士は短い勤続年数で退職してしまう方が一定程度いらっしゃって、アンケートの結果を踏まえますと、相談する場所がなかなかないと。職場の人間関係ですとか保護者対応の関係とかを本当に気軽に相談できて、アドバイスができる体制があれば、離職防止につながるんじゃないかという御意見を検討会議でもいただきました。そちらに関しては、このセンターを立ち上げることによりまして、センターの受託事業者様に例えば現場経験が豊富な幼稚園教諭の方ですとか保育士の経験が豊富な方を配置していただいて、一義的には、そちらに気軽に相談していただいて、アドバイスをしていただく。今、現場で運営のほうにもいろいろ御相談をいただくんですけれども、保護者様との関係ですと、法的な知識が必要な場面とかもございますので、センターで弁護士の方と

も年間契約を結んでいただいて、法的知識が必要なものについてもアドバイスをしていただくという機能を備えたセンターを立ち上げたいと思っていまして、そのための準備経費ということで、令和５年度の予算をつけていただいたものでございます。

以上でございます。

今田委員：　３つほど確認したいところがありますが、まず、子ども医療費助成ですけれども、調剤は今300円と500円になっていますが、それを無料にするのは受給券を切り替える８月からという予定なのかどうかということ。

２つ目は、東京都か千葉県内のほかの自治体では、助成年齢を中学生ではなく、高校生にしようという動きがあります。千葉市でもその点は検討しているのかどうかという点。

あと、子ども医療費の500円、300円、無料とかありますけれども、住民税の負担額か何かで決めていると聞いたことがありますけれども、実際、住宅ローンの減税とかそういうのが関与したせいか、裕福な家庭なのに負担金ゼロ円なんていうケースがあるんです。その辺が実態と合っているのかどうか。その３つを教えてください。

宮葉課長：　こども企画課でございます。

まず、受給券の切替え、更新時期ですけれども、今年の８月から切り替えていく形で予定しております。

それから、高校生年代への助成対象の検討ということなんですけれども、委員おっしゃられるように、様々な自治体で拡大の動きがあることは承知しておりますが、高校生まで拡大とするとなると、かなり多額の財源が必要になるということもございますので、他市の状況ですとかを見ながら、今後検討する必要があるものだと考えております。

所得の関係なんですけれども、今現在、市民税の所得割非課税世帯の方は無料という形にしておりますけれども、住宅ローンの関係ですとかそういったところまでは把握していないんですが、必要に応じて、今後そういうことも検討する必要があるものかと考えております。

以上でございます。

中澤会長：　先ほどの御質問にお答えできますか。

飯島課長：　先ほど中間委員からお尋ねをいただきました資料７の裏面、内部・部会意見の第３回のところでございます。一番上のポツですが、諮問のあった養育里親３組、専門里親１件について御審議をいただいているんですが、養育里親３組は適格と答申とすることを決定というのが正しい記載でございます。専門里親については、要件を満たしているかどうかに疑義があったので、この時点で適格との答申はいただいていなかったので、おわびして訂正をさせていただきたいと思います。御指摘ありがとうございました。

中澤会長：　ほかに御意見等はありますでしょうか。よろしいですか。

それでは、報告事項は以上でよろしいでしょうか。

4　その他

中澤会長：　では続きまして、次第の４、その他になりますけれども、事務局から連絡等はございますでしょうか。

宮葉課長：　こども企画課でございます。次回の開催予定でございますけれども、令和５年度第１回の会議につきましては、10月頃を予定してございます。日程につきましては、改めて調整させていただきます。

以上でございます。

中澤会長：　それでは最後に、委員の方から全体を通して御意見、御質問などがあればお願いいたします。よろしいですか。

今日は貴重な様々な御意見が出たと思います。市のほうからの回答にもありましたけれども、子どもを中心に考えていきたいとおっしゃっていただきました。現場で感じている様々な矛盾とかそういうものを今日はお伝えできたかなと思いますので、それを受けていただいて、今後の施策に生かしていただければと思います。今日はありがとうございました。

それでは、予定していた議題は以上で終了にしたいと思います。

では、事務局にお返ししたいと思います。

5　閉　会

酒井補佐：　それでは、以上をもちまして令和４年度第３回千葉市社会福祉協議会児童福祉専門分科会を閉会いたします。

以上